全力質

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP

日本商工会議所・全国商工会連合会・ 全国中小企業団体中央会(商工3団体)会員の皆様へ

火事ではありません!

不正アクセス、Webサイト改ざん…サイバー攻撃からの早期復旧をサポート!

防御困難と言われるサイバー攻撃。まさに<mark>身近</mark>に起こり得る事象です。 復旧には多額の費用がかかる可能性があるので、万が一の備えが必要です。

サイバー攻撃るつの事実



「身近」で「防御困難」

サイバー攻撃は、大企業の話ではありません。例えばWebページからの情報漏えいなど、中小企業でも頻発して います。また、サイバー攻撃は完全には防げないということについては、国やセキュリティ業界も認めるところです。

|2018年度の中小企業における被害事例(一例)

業種	鞄等小売	飲食店	学習塾	アパレル	調理器具販売	ソフトウェア 販売	メッセージカード 取扱い
クレジットカード情報の漏えい有無	有	無	無	有	有	有	無
個人情報漏えい件数	約300	約3千	約100	約400	約7.7万	約6千	約3万

事後対策も重要

攻撃側の手法が次々と進化し、完全に防ぐことが難しいため、**事前対策だけでは十分ではありません**。事故発生後に早期の復旧をいかに行っていくかが重要となっています。

サイバーリスク管理のポイント

特定

防御

検知

対応 攻撃発覚時の対応 被害からの復旧

リスク・守るべき資産の特定

ツール等予防策の導入

対策ツールの運用

事後対策

事前対策

お金がかかる

サイバー攻撃によって、情報漏えいが発生した場合、各種対応が必要になります。 この場合のコストは中小企業でも数百万~数千万になる可能性があるのです。

■想定される費用損害の例

<想定事故>Webサイトを有する企業。同サイトに対するサイバー攻撃により、5,000件の顧客の個人情報が流出してしまった

約250万円

約50万円

約600万円

約315万円

損害額合計

サーバ等の調査(注1) (事故原因・被害範囲調査費用) 顧客・メディア対応(注2) (コンサルティング費用) コールセンターを1か月間 設置(注3) (事故対応費用)

(見舞金·見舞品購入費用)

プリペイドカード送付(注4)

ドュリティ対策は、個 日のための で9。 詳しくは裏面をご覧ください。

「情報の漏えいまたはそのおそれ」やIT事故(注1)などによって費用損害 および賠償損害が発生してしまったときに保険金をお支払いします。



対象となる事由

2 IT事故(注1)のうち、自社ホームページ、 社内ネットワークの管理、 メール送信等に 起因する他人の 業務の阻害等





対象となる損害

事故対応費用



事故の対応のために要した 電話・ファクシミリ・郵便等の 通信費用およびコールセン ター会社への委託費用等

事故原因•被害範囲調査費用



事故の原因の調査、被害範囲 の確定のために要する調査 費用

広告宣伝活動費用



謝罪広告・会見等に要した 費用および事故再発防止・ 危機管理改善を行った旨の 宣伝·広告費用

法律相談費用



事故の対応の相談に関して、 法律事務所または弁護士に 対して支払う費用

ノサルティング費用



外部にコンサルティングを 委託するために要した費用

金·見舞品購入費用



謝罪のための見舞金・見舞 品購入等の費用

情報システム等復旧費用



情報システムの損傷・情報の 消失、改ざん・損壊に対する 復旧費用等

再発防止費用



情報システムの損傷・情報の消 失、改ざん・損壊に対する再発 防止費用(情報システムの廃棄 および新規取得費用を除く)

サイバー攻撃調査費用



サイバー攻撃の有無 を判断するため、外部 機関に依頼した調査

ジット情報モニタリング費用



他人のクレジット情報の漏えい またはそのおそれがある場合、 クレジット情報の不正使用を 監視するために支出するモニタ リング費用

公的調査対応費用



行政機関等による公的調査 に対応するための費用

层拡大防止費用



ネットワークの切断および ネット炎上・風評被害等の拡 大防止のための費用

対象となる事由



他人の情報の 漏えいまたは そのおそれ



社内ネットワークの管理、 メール送信等に 起因する他人の 業務の阻害等

対象となる損害

法律上の損害賠償金

争訟費用

権利保全行使費用

訴訟対応費用

(注1)情報システムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に伴う、他人の業務の阻害・電子情報の消失または損壊・人格権侵害または著作権侵害、その他不測 かつ突発的な事由による他人の損失をいいます。

ただし、他人が使用することを目的とした情報システムの所有、使用、管理、もしくは他人のために開発、作成、構築した情報システム、プログラムまたは電子情報などに起因するものを除きます。 (注2)その他のサイバー攻撃またはそのおそれを事由とする場合、お支払いする費用は「サイバー攻撃調査費用」のみに限ります。

- ●このチラシは「ビジネス総合保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「ビジネス総合保険」 パンフレット」および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また詳しくは「普通保険約款・特別約款・ 特約集」をご用意していますので、引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、引受保険 会社にお問合わせください。
- ●全国商工会議所・全国中小企業団体中央会・全国商工会連合会の商品名はビジネス総合保険、東京商工会議 所の商品名はビジネス総合共済です。
- ●「ビジネス総合保険」「ビジネス総合共済」の正式名称は、タフビズ賠償総合保険・タフビズ建設業総合保険です。



このチラシは環境に配慮した 用紙・印刷方法を採用しています。





あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP